

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、基本利用料に 10 円（岡山市は地域加算により 10.21 円）を乗じた金額の介護負担割合証に記載されている負担割合に応じた額（1 円未満の端数は切り捨て）となります。

ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）訪問介護の利用料の目安

【基本部分】

サービスの内容 1 回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注 1）参照	利用者負担金
		1 割負担
身体介護中心型	20 分以上 30 分未満	250 単位 256 円
	30 分以上 1 時間未満	396 単位 405 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	579 単位 592 円
	1 時間 30 分以上	30 分増すごとに 84 単位を加算 30 分増すごとに 86 円を加算 30 分増すごとに 円を加算
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合	20 分以上	67 単位/回 69 円
	45 分以上	134 単位/回 137 円
	70 分以上	201 単位/回 206 円
生活援助中心型	20 分未満	
	20 分以上 45 分未満	183 単位 187 円
	45 分以上	225 単位 230 円

（注 1）「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に 2 人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の 2 倍の額となります。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。基本利用料に 10 円（岡山市は地域加算により 10.21 円）を乗じた金額の介護負担割合証に記載されている負担割合に応じた額が利用者様負担金（1 円未満の端数は切り捨て）となります。但し、利用料は月ごとに請求しますので、上記の料金は目安と考えておいて下さい。（別紙 4 参照）

（注 2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
			1割負担
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	200単位	205円
緊急時訪問 介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に サービスを提供した場合(1回につき)	100単位	103円
夜間・早朝 深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝 (6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	
	深夜(22時～6時)にサービス提供する 場合	上記基本利用料の50%	

※「介護職員処遇改善加算Ⅰ」: 1月の総単位数に13.7%を乗じた額の利用者の負担割合に応じた金額

※「介護職員特定処遇改善加算Ⅱ」: 1月の総単位数に4.2%を乗じた額の利用者の負担割合に応じた金額

※「新型コロナウイルス感染症に対するための特例的な評価」令和3年4月から令和3年9月末までの間、
基本報酬に0.1%上乗せ致します。

(2) 介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービスの利用料

【基本部分】

介護予防訪問サービス(1月あたり)		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 1割負担
サービス費Ⅰ	1週間に <u>1回程度</u> が必要とされた 場合	1176単位	1201円
サービス費Ⅱ	1週間に <u>2回程度</u> が必要とされた 場合	2349単位	2399円
サービス費Ⅲ	1週間に <u>3回以上</u> が必要とされた 場合 (要支援2の利用者のみ対象)	3727単位	3806円
生活支援訪問サービス(1月あたり)		基本利用料 ※(注1)参照	1割負担
サービス費Ⅰ	1週間に <u>1回程度</u> が必要とされた 場合	863単位	882円
サービス費Ⅱ	1週間に <u>2回程度</u> が必要とされた 場合	1723単位	1760円
サービス費Ⅲ	1週間に <u>3回以上</u> が必要とされた 場合 (要支援2の利用者のみ対象)	2725単位	2783円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。

なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額が利用者負担金となります。

但し、利用料は月ごとで請求いたしますので、上記料金は目安と考えておいて下さい。

(別紙4参照)

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金(岡山市)
			※前記(注1)(注2)参照 1割負担
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	200単位	205円
上級資格責任者配置加算 (生活支援訪問サービス)	指定訪問介護のサービス提供責任者の資格要件を有する職員を訪問事業責任者とする体制整備を評価するものです。	10/100相当	
サービス提供資格評価加算 (生活支援訪問サービス)	指定訪問介護の訪問介護員の資格要件を有する職員によるサービス提供を評価するものです。	10単位/回	11円/回

※「介護職員処遇改善加算Ⅰ」: 1月の総単位数に13.7%を乗じた額の利用者の負担割合に応じた金額

※「介護職員特定処遇改善加算Ⅱ」: 1月の総単位数に4.2%を乗じた額の利用者の負担割合に応じた金額

※「新型コロナウイルス感染症に対するための特例的な評価」令和3年4月から令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せ致します。